(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　札比内川
(三)　砂防法第二条の土地の表示
　昭和四十四年建設省告示第八百五号で指定した土地の区域

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年五月三十日

観光庁長官　田村明比古

一　代表者の氏名の変更

変更前	日紫喜俊久
変更後	大西　哲郎

二　変更の年月日　平成三十年三月二十七日

○防衛省告示第百二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更及び追加提供が平成三十年五月二十八日次のとおり決定された。

平成三十年五月三十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約四四、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が飛行場エプロン用地として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約一三五、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約一、八〇〇平方メートル
			国有	建物：約七、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物：門等 岩国市が都市公園施設として共同使用する。

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	摘要
四一六七	日本原中演習場	津山市、岡山県勝田郡奈義町	本施設の使用条件に次のとおり追加する。 一　在日米軍による単独での実弾射撃訓練及び小部隊での防御訓練を実施するため。 二　使用期間：年間約二週間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇〇四	赤坂プレス・センター	東京都港区	国有	建物：約四〇平方メートル 工作物：門等 非常用発電機室等として追加提供する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市、座間市	国有	工作物：照明装置 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約二、一〇〇平方メートル 工作物：門等 託児所等として追加提供する。
四一六七	日本原中演習場	岡山県勝田郡奈義町	国有	土地：約四一、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　年間約二週間 二　仮設建物等の設置を必要とする場合は、その設置期間 陸上自衛隊日本原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○環境省告示第四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十三条の十六において準用する同法第十三条の二第三項の規定に基づき、産業廃棄物適正処理推進センターの住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同法第十三条の十六において準用する同法第十三条の二第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　住所
　変更前　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号
　変更後　東京都港区虎ノ門一丁目一番十八号
二　事務所の所在地
　変更前　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号
　変更後　東京都港区虎ノ門一丁目一番十八号

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百四号	青森県三戸郡南部町大字苫米地字蒼前一一番一三から同町大字苫米地神明下河原六七番九まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五五三六番一から同町鰍沢字深堀五五三七番三まで	前	九・五〇～一二・二〇メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	九・五〇～一二・八〇メートル	〇・〇一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所